

住民基本台帳施行令（昭和42年政令292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なので、同条第4項の規定により公示します。

平成17年 5月26日

京都市伏見区長 水田 雅博

記

1 住民票上の氏名及び生年月日

平塚 眞一 昭和45年8月18日生

2 住民票上の住所

京都市伏見区深草墨染町44番地12

3 職権処理の内容

実態調査に基づく職権消除

（京都市伏見区役所深草支所市民窓口課）